

工事費内訳書確認事務処理要領を次のように定める。

藤枝市長 北 村 正 平

工事費内訳書確認事務処理要領

1 趣旨

この要領は、藤枝市が発注する建設工事における工事費内訳書の確認に係る事務処理について必要な事項を定める。

2 工事費内訳書の確認方法

- (1) 工事費内訳書の確認を行う建設工事の入札については、開札までに入札参加者全員の工事費内訳書の確認を行うものとする。
- (2) 入札に参加した者から提出された工事費内訳書は、原則として返却しないものとする。

3 工事費内訳書の確認事項

工事費内訳書については、以下の事項を確認する。

- (1) 当該工事に係る内訳書であるか。
- (2) 内訳書に記載された発注者名・提出業者名は正しいか。
- (3) 記載された各項目は、設計図書に指示された項目を満たしているか。
- (4) 各項目の金額が他の入札参加者と全く同一でないか。
- (5) 内訳書の合計金額が入札金額と同額であるか。
- (6) 他の入札参加者の様式を入手して使用していないか。

4 工事費内訳書の取扱い

- (1) 工事費内訳書について、未提出である等不備があるものとして別表に掲げる事項に該当する場合は、建設工事等競争契約心得（平成 13 年藤枝市告示第 38 号）第 13 条第 12 号及び藤枝市財務規則（昭和 52 年藤枝市規則第 11 号）第 134 条第 1 項第 12 号（指示した条件に違反して入札した者）に該当する無効の入札として取り扱う。ただし、当該不備が軽微な誤記であるときには、注意を行ったうえで無効としないことができるものとする。
- (2) 工事内訳書の確認の結果、談合が疑われる場合や積算に疑義がある場合は、必要に応じて、工事費内訳書の基礎となる詳細な積算書類の提出、事情聴取等の追加調査を実施できるものとする。なお、談合の疑いがあると判断される場合は、別途談合情報対応マニュアルに基づいて対応するものとする。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

区 分	不備の内容	入札無効の例示
1 工事費内訳書の未提出	① 内訳書の全部又は一部が提出されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書が全く掲出されていない場合 ・内訳書の一部が欠落している場合 ・内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されていない場合
	② 内訳書とは無関係な書類が提出されている	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
	③ 当該工事の内訳書であることが特定できない	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
	④ 他の工事の内訳書が提出されている	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された内訳書が別工事（他市発注の工事等）の場合
	⑤ 内訳書が白紙である	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類が白紙の場合
	⑥ 電子データの場合で破損等により内容が確認できない	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書のファイルが壊れていて確認できない場合 （上記の場合で入札参加者の責に帰さない場合で改めて内訳書の提出を求めたが提出のない場合を含む。）
2 記載内容の不備	① 設計図書等に指示された項目を満たす内容の記載がない	<ul style="list-style-type: none"> ・項目を省略し、一式表示している場合 ・一括値引き等の項目を新たに設け、金額調整している場合 （端数処理の範囲内（千円未満）除く。）
	② 内訳書の各項目の金額が他の入札参加者と全く同一である	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の各項目及び金額が他の入札参加者と一致する場合
	③ 内訳書の合計金額が入札金額と異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳書の合計金額が入札金額と一致しない場合（例外なし）
	④ 内訳書の各項目の合計金額が内訳書に記載した合計金額と異なる（端数処理の範囲内（千円未満）除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・合計金額との差額が端数処理の範囲を超えている場合 ・一部項目の金額が合計金額に含まれていない場合
3 記載事項の不備	① 発注者名に誤りがある	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者名が公告した内容と一致しない場合
	② 提出業者名に誤りがある	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者氏名等が届出の内容と一致しない場合
	③ 他の入札参加者の様式を入手し使用していることが明らかである	<ul style="list-style-type: none"> ・明らかに他の入札参加者の様式を使用していると判断できる場合
	④ 入札番号（工事名）が工事名（入札番号）と異なる（軽微（誤字・脱字程度）な誤りで入札案件が特定できる場合は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・入札番号及び工事名に誤りがあり、入札案件を特定できない場合

※ 工事内訳書が入札書と同一性が判断できない場合は、入札無効として取り扱うものとする。